

茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例
の一部改正の考え方

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方

1 本助成事業の概要

重度障害者医療費助成事業（以下、「本助成事業」）は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的として実施しています。

助成対象者を重度障害者として、次の障害者手帳を取得している方としています。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級
- (2) 知能指数 35 以下（療育手帳 A 1・A 2）
- (3) 身体障害者手帳 3 級かつ知能指数 50 以下
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

これらの助成対象者に対して、医療機関を受診した際における保険診療内の医療費の自己負担部分を助成しています。

現在、神奈川県内ではすべての市町村が本助成事業を実施しています。

2 本助成事業の開始から経緯

本助成事業は、昭和 48 年 4 月から神奈川県において「重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱」（以下、「県補助金」）が施行されたことに伴い、本市においても「茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例」（以下、「本条例」）を制定し、同時に開始しました。

県補助金は、施行当時は補助率が 100%であったものが段階的に引き下げられており、平成 16 年度以降は、50%となっています。

また、補助対象者について、新たに各種の制限が加わっています。平成 20 年 4 月には、新たに重度障害の認定を受けた 65 歳以上の方を補助対象外とすること、一部負担金（通院 1 回 200 円・入院 1 日 100 円）が導入されるとともに、平成 21 年 10 月からは所得制限が導入されました。

本市におきましては、これら各種の制限を設けず、助成を行っています。

これに伴い、本助成事業開始時は本市の負担はなかったものの、平成 28 年度では扶助費総額 6 億 4 千万円に対し県補助金は 1 億 8 千万円であり、その他関係する歳入を差し引いても 3 億 9 千万円は本市の負担となっています。

3 改正の背景・目的

平成29年2月に策定された「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づき、本市では各種制度の見直しを行っています。

このなかで、従来のサービス水準を維持しているものは、その必要性を精査した上で、制度の縮小・廃止や受益者負担の観点から見直しを進めることとなっています。

また、障害者福祉を取り巻く環境は、本助成事業の開始当初のような、障害福祉サービスが不足していた時期から大きく変化しています。平成12年度以降、介護保険サービスの充実が図られ、平成24年度以降は障害者総合支援法等により居宅介護、生活介護、グループホーム、就労支援等の障害福祉サービスの充実が図られてきました。

平成30年4月以降も改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行による新たな障害福祉サービスの創設や、中軽度難聴児への補聴器補助事業の開始など、更なる充実が図られます。

障害福祉サービスに係る扶助費総額は、平成19年度では9億9千万円であったものが、平成28年度では29億3千万円となっています。これから国や県から市が歳入する負担金等を差し引いた、本市が負担する額は、平成19年度では2億4千万円であったものが、平成28年度では7億7千万円となっており、ここ10年でおおよそ3倍になっています。このように、個別的な障害特性等を踏まえた支援に高い需要がある状況において、近年、扶助費は急激に増加しており、今後も障害福祉サービスの充実に伴い、扶助費の増加が見込まれます。

以上のことから、限られた資源を有効に活用し、障害児者やその家族が真に求める新たなサービスへの転換が必要であると考え、本助成事業の助成対象者の見直しを行います。

4 本市における本助成事業の助成対象者見直しの考え方

本助成事業の助成対象者見直しを考える場合、すでに助成を受け、これを踏まえて医療機関へ計画的に受診している現在の助成対象者へ影響しないことも重要です。

「3 改正の背景・目的」及びこのことから県補助金と同様に平成31年1月1日以降に新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方について、助成対象外とするものです。

なお、現在、県内では21市町村で、本助成事業において新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方を助成対象外としています。

改正後	現 行
<p>助成対象者</p> <p>(1) 身体障害者手帳1・2級</p> <p>(2) 知能指数35以下 (療育手帳A1・A2)</p> <p>(3) 身体障害者手帳3級 かつ知能指数50以下</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p><u>(5) 平成31年1月1日以降に新たに重 度障害の認定〔(1)～(4)〕を受けた 65歳以上の方について、助成対象外とする</u></p>	<p>助成対象者</p> <p>(1) 身体障害者手帳1・2級</p> <p>(2) 知能指数35以下 (療育手帳A1・A2)</p> <p>(3) 身体障害者手帳3級 かつ知能指数50以下</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級</p>

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年	5月	パブリックコメントの意見への回答を公表
	6月	第2回市議会定例会へ条例改正案を提案
	7月～12月	市民へ周知
平成31年	1月 1日	施行

茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例（抄）

（対象者）

第2条 医療費の助成を受けることができる者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による茅ヶ崎市の国民健康保険の被保険者、茅ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例(平成20年茅ヶ崎市条例第8号)に規定する被保険者又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者であって規則で定める保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者(これらの者であった者を含む。)若しくは被扶養者で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象者」という。)とする。ただし、法令に基づき療養の給付に要する費用の全額が国又は地方公共団体により負担され、又は補助される者については、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「障害者手帳」という。)の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において判定された知能指数が35以下である者
- (3) 障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定された知能指数が50以下であるもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有するもの

**時代に即した
行政経営の基本方針 2017
(C3 成長加速化方針)**

平成29年2月

茅ヶ崎市

総務部 企画部 財務部

1. これからの行政経営の基本姿勢

わが国の経済情勢は、景気に改善の遅れが一部見られますが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。

一方で本市の歳入は、市税収入の減少に加え、国等からの交付金の減も想定されており、将来的にも歳入の大きな伸びは期待できません。歳出に目を向けると、扶助費等の社会保障関連経費について大幅な増加が見込まれており、これまで以上に厳しい行政経営が求められています。

このようなひっ迫した財政状況下においても、本市は地域の経営主体として、責任ある行政経営を行うため、職員一人ひとりがこれまで以上に危機感を持ち、人件費や扶助費などの義務的経費を含めた全ての歳出を徹底的に見直すことが求められます。

すなわち、これまで行ってきた取組みについても、目まぐるしく変わる国の動向や制度、人々の価値観・生活様式の多様化、高度情報化の進展など、加速度的に変化する“時代の潮流”を敏感かつ的確に捉え、旧態依然とした事業や効率的・効果的ではない事務の進め方については、積極的に変革していくという姿勢が必要です。

また、本市では、都市として高度な付加価値を加え、多様化・複雑化している住民ニーズに対応しつつ、より質の高い行政サービスを提供するとともに、将来に渡って持続可能な都市として安定的に成長し続けるため、戦略的に中核市への移行を目指しています。

これら本市を取り巻く状況を鑑みれば、過度な行政サービスとなっているものについて姿勢を改める時期は既に到来しており、すぐにでも取り掛からなければならないタイミングであることは明白です。ヒト・モノ・カネといった限られた資源を有効に活用し、低コストでありながらも高品質な行政サービスが提供できるよう、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

茅ヶ崎市総合計画基本構想において、市政の基軸として掲げられている「新しい公共の形成」、「行政経営の展開」を今一度強く意識し、地方自治の本旨である「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために、各部局が施策の展開を主体的に図っていかなくてはなりません。

「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C3成長加速化方針）」は、いかなる状況下においても安定して成長し続けるため、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加速化させるために策定するものです。

本方針の名称に含まれている「C3(シースリー)」とは「Chigasaki Can Change（茅ヶ崎は変わることができる）」の頭文字を取っています。第4次実施計画、そして次期基本構想の策定を控えた今こそ、全庁を挙げて変革に取り組むべき時です。

2. 時代に即した行政経営の基本方針 2017（C 3 成長加速化方針）

(1) 持続可能な体制に向けた各種制度の見直し

- ◆これまで国や県が補助金を出していたものの、既にその補助がされていない事業であって、現在でも当該制度が存続しているもの、または従来のサービス水準を維持しているものは、その必要性を精査した上で、制度の縮小・廃止や受益者負担の観点から見直しを進めます。中でも、福祉的な事業は公的関与の必要性を明らかにするとともに、市が提供するサービスの水準について改めて見直すこととします。

(2) 外郭団体への支援策等に関する見直し

- ◆外郭団体の運営または自主事業に対する補助金など、外郭団体に対する財政的支援について、経営指標から導かれる財務状況を精査した上で、その方向性を検討することとします。
- ◆各外郭団体の経営を安定的かつ自立したものとするため、給与体系の見直しや収入源となる公益事業の強化等を実施し、財政状況の改善を図るとともに、事業評価制度等の導入を積極的に推し進め、適切なマネジメントサイクルの中で団体運営が図れるよう調整を図っていくこととします。
- ◆指定管理者制度導入施設のうち、外郭団体を非公募で選定している施設については、次期指定管理者選定のタイミングまでに外郭団体の経営改善を図ることとし、公募の可能性について検討を進めるものとします。

(3) 受益者負担の適正化に関する見直し

- ◆受益者負担の原則に立ち戻り、公の施設の使用料について適切な額を設定できるよう検討を進めます。設定にあたっては、施設利用の実態を把握・分析するとともに、利用者意見を聴取しながら慎重に検討を進めるものとします。

(4) 時代に即した行政経営を行うための動きかたの見直し

- ◆各課かいは、業務の平準化及び業務の流れの標準化に努め、仕事のダイエットを推進します。
- ◆民間的視点や発想を取り入れ、効率的な仕事の進め方ができるよう、必要に応じて業務プロセスの抜本的な見直し・最適化を行うことを検討します。最適化にあたり、効率的・効果的と判断される場合には、アウトソースの活用を積極的に図ることとします（外部委託の推進）。
- ◆直営で実施する必要がある業務（部分的な業務を含む）は、再任用職員や臨時職員等、多様な雇用形態の職員について、その雇用形態の有する任用目的（役割）等と照らし、活用可能性について最大限検討するものとします。
- ◆環境の変化に応じて職員を適正かつ効果的に配置し、臨機応変な組織体制の構築が可能となるよう、次期基本構想の策定を見据え、戦略性を持った定員管理の考え方について検討を進めます。

3. C3成長加速化方針の構成



※ 頭に「(仮称)」が付いているものは、今後策定を進めていく予定です。